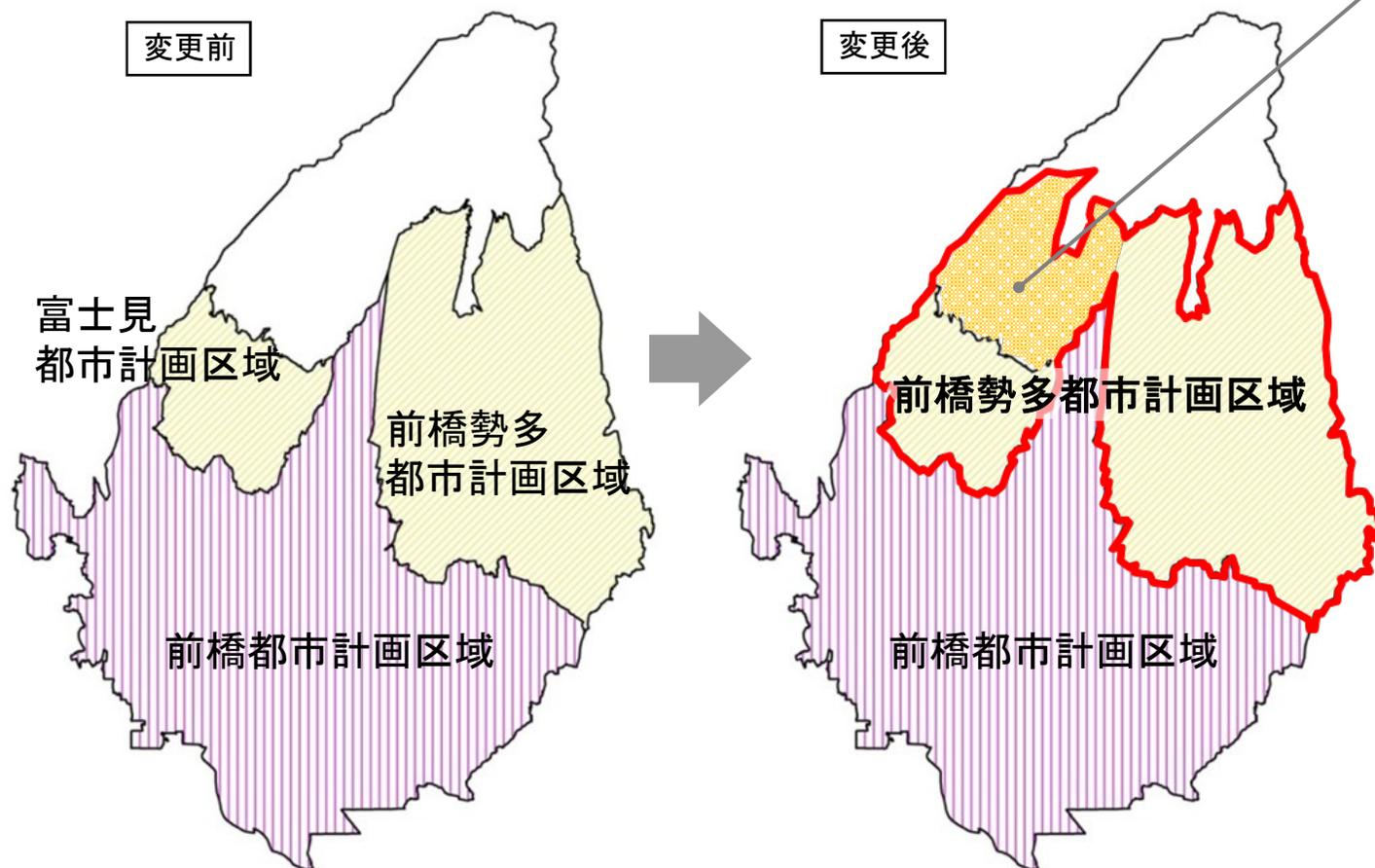


都市計画区域の変更（統合・拡大）

令和2年9月前橋勢多・富士見の都市計画区域が統合・拡大され、**前橋勢多都市計画区域**となりました。



新しく都市計画区域に指定されると

【建築確認申請】

木造住宅などの^{*}建築物についても建築確認申請が必要となります。

【集団規定】

接道義務、建蔽率、容積率、道路斜線制限等の集団規定も適用となります。

【開発許可】

土地の面積3,000㎡以上の開発行為から許可が必要になります。

※建築基準法第6条第1項第四号の建築物

指定区域の詳細については、都市計画課にてご確認願います。

特定用途制限地域の指定

地区別に建築物の用途制限がありますので、立地できる用途の確認をお願いします。

種類	田園居住地区	沿道地区	地域拠点地区	産業共生地区
建築してはならない建築物の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(別記1は除く)で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 6. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7. 倉庫業を営む倉庫 8. 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(別記1は除く)で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3. 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2. 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 4. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの

※ 別記1 次のア及びイに掲げるものとする。
 ア 研究所
 イ 研修所

※ 別記2 次のア及びイに掲げるものとする。
 ア 油脂の採取、硬化又は加熱加工施設
 イ 堆肥製造施設

指定区域の詳細については、都市計画課にてご確認願います。